

県条例で運転代行指導強化

国交省 本県提案機に方針

国土交通省は、都道府県が自動車運転代行業への指導監督を強化できるようにするため、最低利用料金の設定や損害賠償責任保険の加入報告義務に関する規定を都道府県条例で定められるよう権限移譲を行う方針を固めた。地方分権改革に関する本県の提案がきっかけになった。20日までに関係者が明らかにした。

(東京編集部・大橋弘典)

最低料金設定や保険報告義務化

県は今年7月、分権一政府に指導監督制度の改革に関する提案書案を見直しを提案。最低利用料金を設定するなどの規定を条例で定められるよう一業界を所管する国交省に、関係団体と調整した上で、2018年中に各自動車運転代行業適正化法や国交省の料金制

可能だと判断した。政府は年内に対応方針を閣議決定する。国交省は地方自治体や関係団体と調整した上で、2018年中に各自動車運転代行業適正化法や国交省の料金制

旨を明確化した通知を出す。県は国交省からの通知を踏まえ、条例化を検討するという。

運転代行の料金設定は原則、業者に任せ、自動車運転代行業適正化法や国交省の料金制

飲酒で運転できなくなつた所有者に代わつて車を自宅まで運転する自動車運転代行業。全国で業者数や車両数が増えている。価格競争が激化しているという。その傾向は本県も同じで、2016年末時点の県内の業者数は274社、車両数は都道府県別で5番目に多い

業者数増加 価格競争に

1049台だった。代行関係は微増した。一方、運転代行業者の業務中の人身交通事故は県内15年に22件、16年に24件発生した。全体の人身交通事故は減っているが、運転

県内人身事故 昨年24件

で営業する業者が存在する。担当者は「過当な安売り競争になっている面がある。このままでは事故に巻き込まれた利用者や一般の人が十分に補償されなくなることもあり得る」と懸念し、最低利用料金設定の必要性を指摘する。

地方分権改革の提案書案制度の国から自治体への権限移譲を進めるため、2014年から始まった手挙げ方式の仕組み。提案自治体が現状の具体的な支障を説明し、それに基づいて内閣府が関係省庁と調整する。17年の提案は全国で311件あり、県内では県と掛川、袋井、伊豆の3市が提案をした。

度ガイドラインに最低料金の規定はない。損害賠償責任保険の加入については法律で義務化されているが、業者が保険を途中解約したり、保険料を滞納したりする実態があり、その場合の報告義務は明示されていない。県は「事故発生時に利用者が不利益を被る」として改善を求めた。